



食とモノが集う、北の工房フェスティバル
HOKKAIDO MAKER'S
supported by サッポロモノヴィレッジ

飲食出店募集要項

開催概要



食とモノが集う、北の工房フェスティバル
HOKKAIDO MAKER'S
supported by サッポロ モノ ヴィレッジ

- ・ 日 時：2019年 11月9日（土）、10日（日） 10：00～16：00
- ・ 会 場：札幌ドーム（札幌市豊平区羊ヶ丘1番地）
- ・ 主 催：テレビ北海道 / 札幌ドーム
- ・ 入場料：前売券500円、当日券650円（税込）
- ・ 出店ブース予定数：ハンドメイド400ブース、飲食出店50ブース（各日）
- ・ 目標来場者数：20,000人（2日間）
- ・ イベントテーマ：「北海道」にゆかりのある商品を来場者に提供する。

<イベント出店申込みの流れ>



1. 7/1（月）出店規約公開、

出店申込み受付開始（7/21（日）まで）

- ・本募集要項および出店規約の内容を良くご確認ください。

【申込み添付写真】

- ①代表的な商品の写真1枚（個包装・キッチンカーとも）
- ②キッチンカーの外観写真（キッチンカーのみ）

2. 7/1～7/21 出店申込み受付期間、提供商品の確認

- ・個包装の食品表示（ラベル）について、正しい内容が記載されているかを所管の保健センターまでご確認ください。

■連絡先：各所保健センター（WEBページ別添参照）

- ・臨時営業許可が必要な商品（P55参照）の販売を検討している場合は、下記までご相談ください。

■連絡先：豊平保健センター（平日8：45～17：15）

メール：toyo-eisei@city.sapporo.jp TEL：011-822-2478

※メール本文には【屋号】【代表者名】【連絡先】【相談内容】を記載ください

※個包装で臨時営業許可を申請する場合、申請手数料が出店料に加算されます。

3. 8/1（木）選考結果通知

- ・申込みいただいた内容を全て審査し、出店者を決定いたします。
- ・出店の可否につきましては、メールにて通知いたします。
- ・出店が決定された方は8/9（金）までに出店料をお振込みください。
- ・出店が決定された方は下記書類を送付ください（8/25（日）必着）。

【出店決定後申請書類】

- ①出店連絡書（指定様式）
- ②提供品目の概要がわかる商品リスト（任意様式）
- ③販売商品に関する製造業許可証の写し（個包装のみ）
※製造業許可証が不要な販売商品もございます
詳細は「豊平保健センター」までご確認ください
- ④自動車営業許可証の写し（キッチンカーのみ）

『臨時営業許可申請資料（※必要な場合のみ）』

- ①臨時営業許可申請書（指定様式）
 - ②ブースレイアウト図（任意様式）
 - ③登記事項証明書原本（法人の場合）
- ・資料の送付先は以下のとおりです。事務局にて一括申請いたします

■送付先：〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘1番地
株式会社札幌ドーム 北海道メイカーズ担当

4. 8/31（土）まで 各種調整

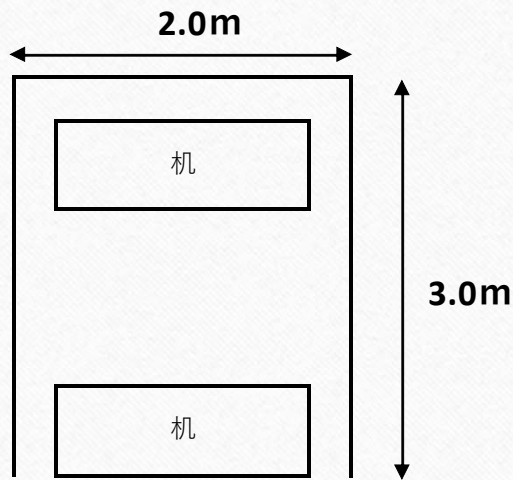
- ・開催に向けて不明事項等の各種調整をさせていただきます。

<ブース仕様（個包装販売出店）>



仕様	基本設備	料金(税込)	提供可能品目
間口:2.0m×奥行:3.0m *背面、側面に壁はありません	机2台(W:1.8m×D:0.6m) (有料で電源申込み可能)	30,000円 ※臨時営業許可申請の場合 +3,000円	・イベントテーマに沿うもの ・個包装のみ ※調理行為を伴うもの、または生クリームを使用した菓子、 生寿司、刺身等の生ものの個包装は販売不可

【ブース平面図】 ※イメージ図



【注意事項】

- 調理(盛り付け、商品の切り分け等)を伴う商品の販売はできません。
- 出店決定後、販売商品に関する製造の許可証(製造業許可証)をご提出いただきます。
※製造業許可証が不要な個包装商品もございます。詳細は「豊平保健センター」までご確認ください。
- 出店決定後、臨時営業許可の申請が必要な商品を販売する場合は、必要書類を送付してください。(詳細はP5を参照ください)
※臨時営業許可を申請する場合、申請手数料(3,000円)が出店料に加算されます。



【商品例】

- ・菓子パン ・ベーグル ・ドーナツ ・クッキー
- ・焼き菓子 ・和菓子 ・ジャム ・コーヒー豆
- ★惣菜パン★サンドウィッチ★お弁当★おにぎり
- ※★印は臨時営業許可の申請が必要

＜臨時営業許可申請が必要となる個包装商品＞

- 以下に該当する商品を個包装にて販売する場合に臨時営業許可が必要となります。
(調理行為を伴うもの、または生クリームを使用した菓子や生寿司、刺身等の生ものの個包装は販売不可)
- 販売する商品は、必要に応じて冷蔵庫又は冷凍庫を設置し、適正な温度管理の徹底に努めてください。

該当業種	商品例
乳類販売業	牛乳、乳飲料等
食肉販売業	食肉（個包装のみ）
魚介類販売業	魚介類（個包装のみ）
食品販売業	弁当、総菜、総菜パン、サンドウィッチ、アイスクリーム等

* 菓子パン、焼き菓子、和菓子、コーヒー豆、野菜等を販売する場合は、臨時営業許可申請は不要です。

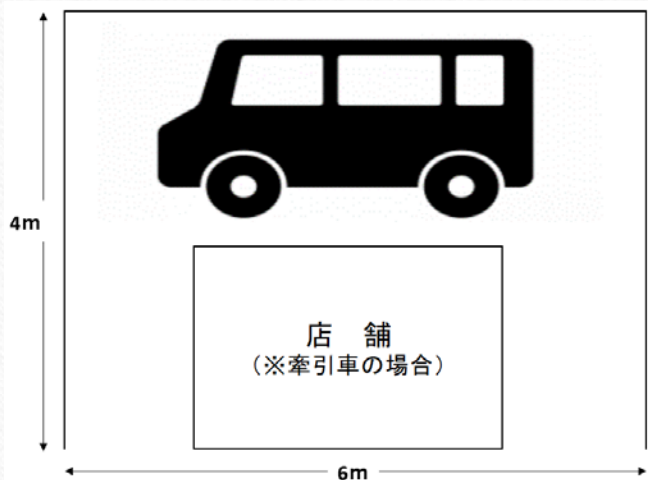
臨時営業許可の申請が必要となる商品についての詳細は、「豊平保健センター」
(メール: toyo-eisei@city.sapporo.jp TEL : 011-822-2478) までご確認ください。

<ブース仕様（キッチンカー出店）>



仕様	基本設備	料金(税込)	提供可能品目
間口:6.0m×奥行:4.0m ※背面、側面に壁はありません	2口コンセント(2,000W) (有料で追加電源申込み可能)	60,000円	・イベントテーマに沿うもの ・キッチンカーの営業許可品目に該当するもの

【ブース平面図】 ※イメージ図



【注意事項】

- 出店には、札幌市内における「自動車営業許可」が必要となります。
- 会場内は屋内施設のため、調理行為は全て電気器具での調理となります。
ガスの取り扱い、発電機の使用(持ち込み)は出来ませんので、予めご了承ください。
- 車両および販売面を必ずブース内に納めてください。
- 店舗を牽引する場合は、牽引車両を店舗裏に駐車し、可能な限りブース内に納めてください。
(牽引車両を店舗の横に駐車することはできません。)
- 床面の汚損を防ぐため、必ず床面の養生をお願いします。
- 消防署の指導により、車両の燃料は最低限(10ℓ以下)にしてください。
会場入場の際、スタッフが確認いたします。



【商品例】

- ・総菜パン(カレーパン)
- ・タピオカドリンク、特製ジュース
- ・クレープ、お酒のおつまみ(唐揚げなど)